

# 本庄市一般廃棄物処理基本計画



本庄市マスコット「はにぼん」

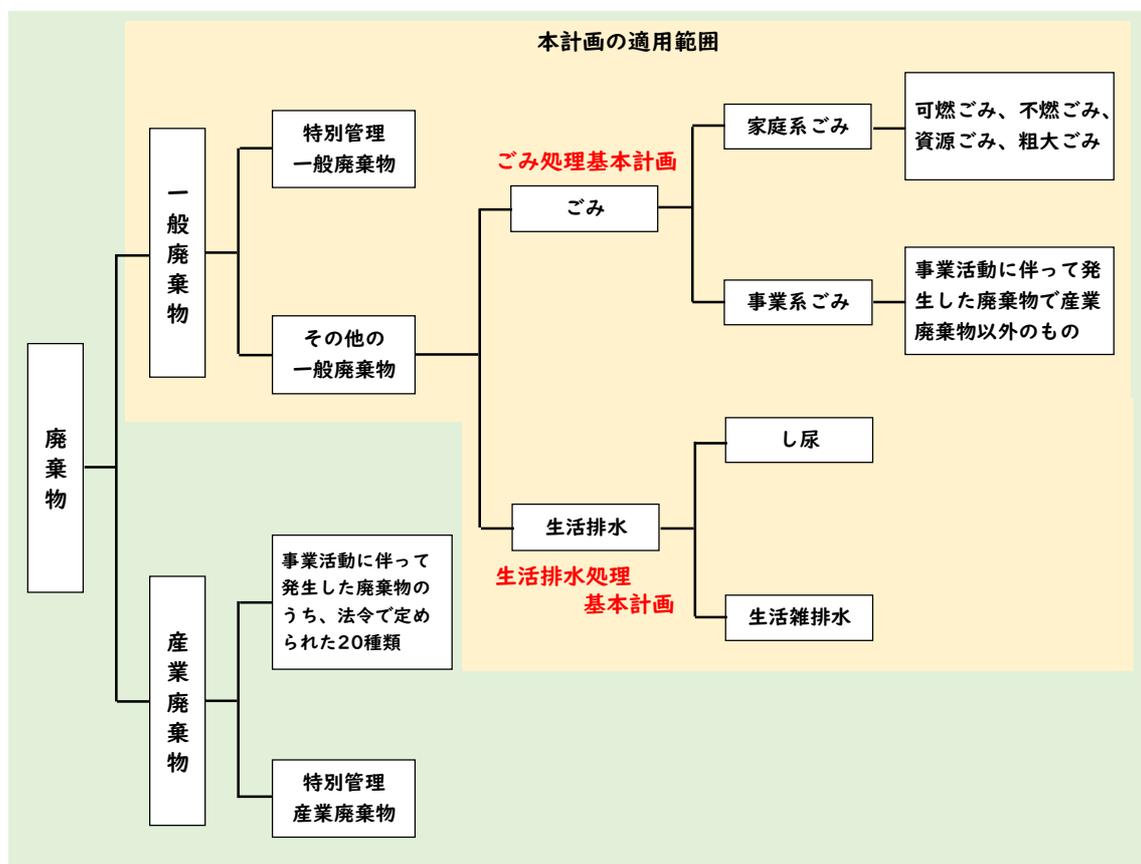
概要版

## 計画策定の趣旨

### 背景

前計画の策定から5年が経過し、この間、食品ロス削減推進法やプラスチック新法が施行され、また、廃棄物処理法の基本方針が見直されたことを受け、これまでの取組の更なる推進とともに、廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応するため計画を改定します。

### 適用範囲



### 計画期間

| 令和元年度<br>(2019) | 2<br>(2020) | 3<br>(2021) | 4<br>(2022) | 5<br>(2023) | 6<br>(2024) | 7<br>(2025) | 8<br>(2026) | 9<br>(2027) | 10<br>(2028) | 11<br>(2029) | 12<br>(2030) | 13<br>(2031) | 14<br>(2032) | 令和15年度<br>(2033) |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 前計画初年度          | →           |             |             | 本計画策定年度     | 本計画初年度      | →           |             |             |              |              |              |              |              | 計画目標年度           |

※本計画の基準年度は令和4(2022)年度

# ごみ処理基本計画

## 現状

小山川クリーンセンターへの家庭系ごみ搬入手数料 100kg 以下無料制度の廃止、台風、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響などによるごみ排出量の増減もありましたが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。



1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

## 将来推計

前計画の目標値と現状で推移した場合の予測値を比較しますと、家庭系ごみ原単位（資源除く）、事業系ごみ排出量、資源化率ともに達成を見込めず、今後、一層の取組が必要になります。

| 項目                 | 単位    | 区分  | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和15年度<br>(2033年度) |
|--------------------|-------|-----|-------------------|--------------------|--------------------|
| 家庭系ごみ原単位<br>(資源除く) | g/人・日 | 目標値 | 686               | 666                | 641                |
|                    |       | 予測値 | 705               | 700                | 694                |
| 事業系ごみ排出量           | t/年   | 目標値 | 8,960             | 8,411              | 7,860              |
|                    |       | 予測値 | 9,107             | 8,581              | 8,149              |
| 資源化率               | %     | 目標値 | 20.8              | 22.0               | 23.3               |
|                    |       | 予測値 | 16.9              | 16.9               | 16.6               |

## 課題と施策の方向性

| 区分    | 課題                                                  | 施策の方向性                                                                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭系ごみ | ▶現状の推移では、前計画の家庭系ごみ原単位（資源除く）の目標値達成は見込めない。            | ▶市民のごみ減量意識向上のため、より効果的な啓発方法について検討します。                                                                                                    |
|       | ▶1人1日当たりの排出量は、令和3年度の実績で県内ワースト7位であり、排出量が多い。          |                                                                                                                                         |
| 事業系ごみ | ▶現状の推移では、目標値達成は見込めない。                               | ▶公共施設や公共工事から排出されるごみの削減を図ります。<br>▶事業者のごみ減量に対する意識を向上させる方法について検討します。<br>▶排出実態の把握と、適正処理の指導を徹底します。                                           |
|       | ▶1人1日当たりの排出量は、令和3年度の実績で県内ワースト2位であり、排出量が多い。          |                                                                                                                                         |
| 資源化率  | ▶現状の推移では、目標値達成は見込めない。                               | ▶集団資源回収量や資源ごみ収集量を増加させるための方法について検討します。<br>▶古紙類を中心に、資源回収の回数や拠点回収の場所等について、より市民が排出しやすい方法を検討します。<br>▶プラスチック新法の施行を受け、プラスチック類の資源物としての収集を検討します。 |
|       | ▶集団資源回収量や資源ごみ収集量が減少傾向にある。                           |                                                                                                                                         |
|       | ▶組成分析結果から、家庭系可燃ごみには20.5%、家庭系不燃ごみには45.2%の資源物が含まれている。 |                                                                                                                                         |

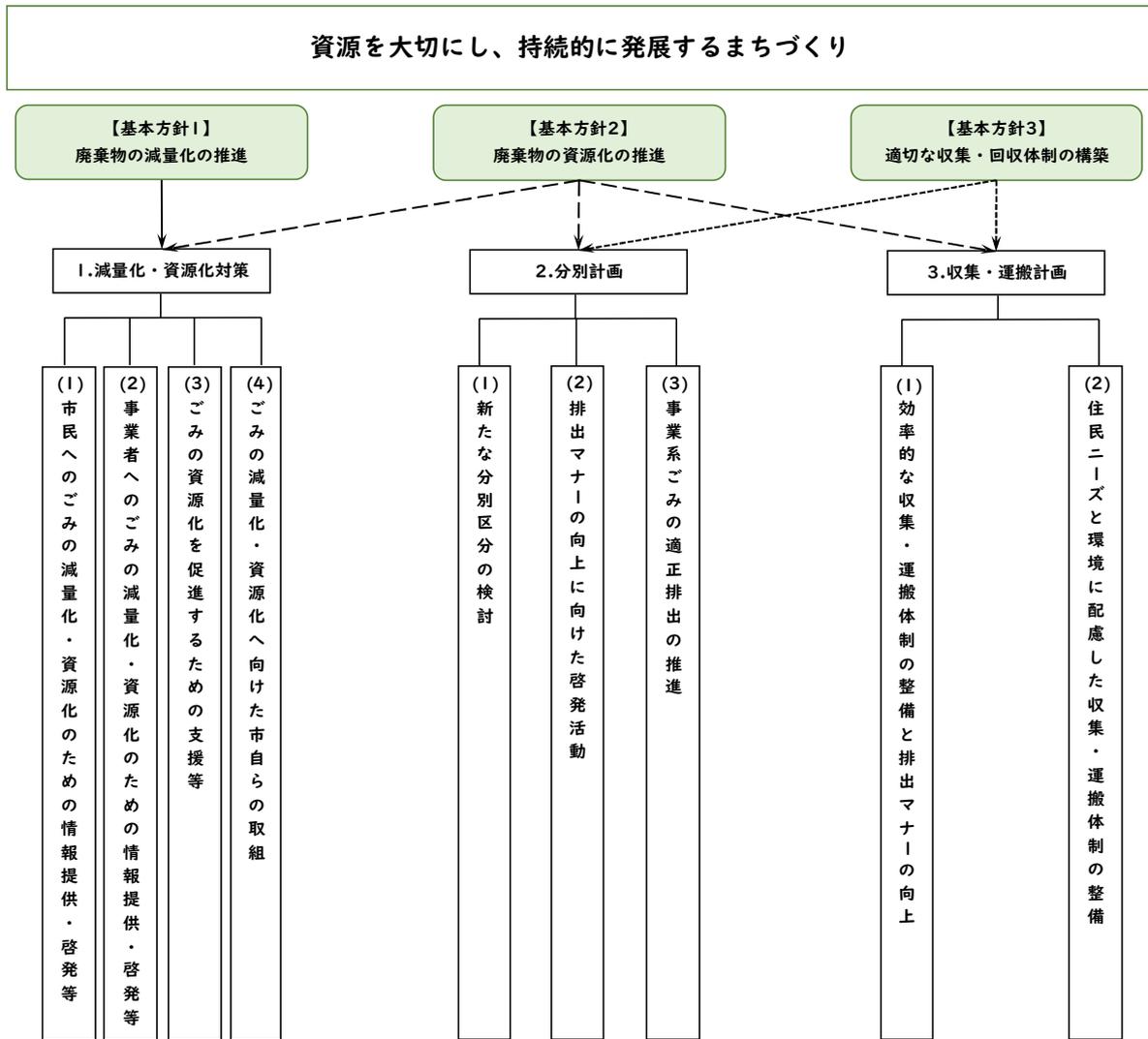
## 目標

前計画の目標は、現状のままではいずれも達成が困難と見込まれますが、今後、より一層取組を強化することで達成を目指します。

| 項目                 | 実績                | 中間目標                        | 目標                 |                             |
|--------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------------------|
|                    | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和10年度<br>(2028年度)          | 令和15年度<br>(2033年度) |                             |
| 家庭系ごみ原単位<br>(資源除く) | 708g/人・日          | 663g/人・日                    | 641g/人・日           | 約-9.46%/11年間<br>(-0.86%/年)  |
| 事業系ごみ排出量           | 9,191t/年          | 8,410t/年                    | 7,860t/年           | 約-14.48%/11年間<br>(-1.32%/年) |
| 資源化率               | 17.3%             | 21.1%                       | 23.3%              | +6.0%/11年間<br>(+0.55%/年)    |
| 最終処分量              | 1,020t            | 現状の施策（焼却灰等の有効利用等）を継続していきます。 |                    |                             |

# 基本方針

3つの基本方針に基づき、ごみの減量・資源化、適切な収集体制の整備等を進めます。



## 【基本方針1】 廃棄物の減量化の推進

ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。  
事業系ごみの適正排出に向けた取組などの実施で、ごみの減量化を推進します。

## 【基本方針2】 廃棄物の資源化の推進

自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。

市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、分別排出しやすい環境整備を進めます。

## 【基本方針3】 適切な収集・回収体制の構築

収集・回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。



## 取組

### 【基本方針1】廃棄物の減量化の推進

目標 … 市民・事業者・市それぞれの立場から、ごみの減量化に取り組みます。

#### 市民の取組



- ・ごみを出さない生活スタイルへの転換
- ・ごみの適正な分別
- ・生ごみの水切り

#### 事業者の取組



- ・ごみの適正な分別と排出
- ・食品ロス削減
- ・ごみ減量・リサイクル協力店への参加

#### 市の取組



- ・市民・事業者へのごみの減量化のための情報提供・啓発等
- ・ペーパーレス化の推進等による紙類の削減

#### SDGsのゴール

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



#### 計画での対応

食品ロスの削減や生ごみの資源化等により食品廃棄物の削減を進めていきます。

すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ごみの分別・排出方法や、ごみを減らすことの効果をみんなが理解し、取り組んでもらえるよう周知・啓発を行っていきます。

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



住み続けられるよう、安全で適切にごみ処理を行っていきます。

### 【基本方針2】廃棄物の資源化の推進

目標 … 市民・事業者・市それぞれの立場から、ごみの資源化に取り組みます。

#### 市民の取組



- ・集団資源回収等のリサイクル活動への参加
- ・ごみの適正な分別
- ・生ごみ等の堆肥化

#### 事業者の取組



- ・ごみの適正な分別と排出
- ・古紙のリサイクル
- ・ごみ減量・リサイクル協力店への参加

#### 市の取組



- ・市民・事業者へのごみの資源化のための情報提供・啓発等
- グリーン購入やエコマーク商品の購入の率先した実施

|                                             |                                                                                   |                                               |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 持続可能な消費生産体系を確保する                            |  | 私たちの暮らしの中で出てくるごみは、それぞれの責任の下、適切な処理、処分を行っていきます。 |
| 持続可能な開発のための実施手段を強化しグローバル・パートナーシップを活性化<br>する |  | 市民・事業者・市の協働により、適切なごみ処理を進めていきます。               |

【基本方針3】適切な収集・回収体制の構築

目標…(分別)新たな分別区分の導入について検討していくとともに、排出マナーの向上に努めていきます。

(収集・運搬)市民のニーズと環境に配慮した収集・運搬体制を構築します。

市民の取組

- ・ごみの適正な分別
- ・ごみ収集所の適切な維持管理



事業者の取組

- ・ごみの適正な分別と排出



市の取組

- ・新たな分別区分の検討
- ・排出マナー向上に向けた啓発活動

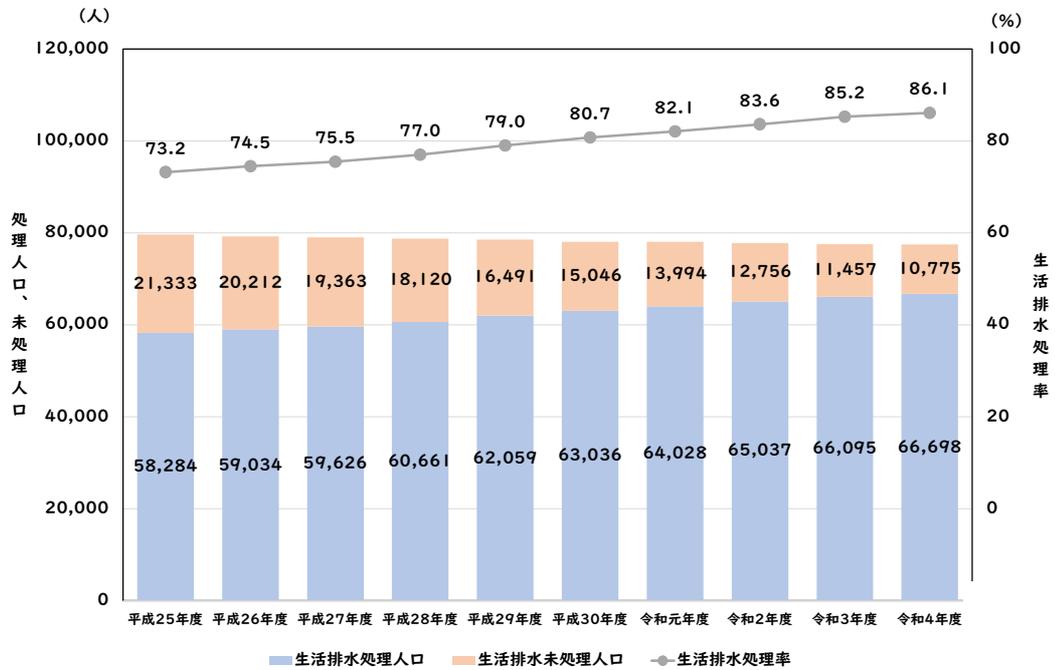


|                                                                         |                                                                                     |                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する                                        |  | 超高齢社会への対応を見据え、ごみの排出が困難な方への支援について検討していきます。                      |
| 国内及び各国家間の不平等を是正する                                                       |  | すべての人のごみの排出が可能となるような支援について検討していきます。                            |
| 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる                                              |  | ごみを焼却する際に出てくる熱の有効利用や、燃費効率の良い収集車の導入等により温室効果ガスの排出をできるだけ減らしていきます。 |
| 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する                                     |  | プラスチック類をはじめとする汚染物質が海洋へ流出しないよう、適切な処理、処分を行っていきます。                |
| 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |  | ごみの排出により大気、地下水、土壌等が汚染されることのないよう、適切な処理、処分を行っていきます。              |

# 生活排水処理基本計画

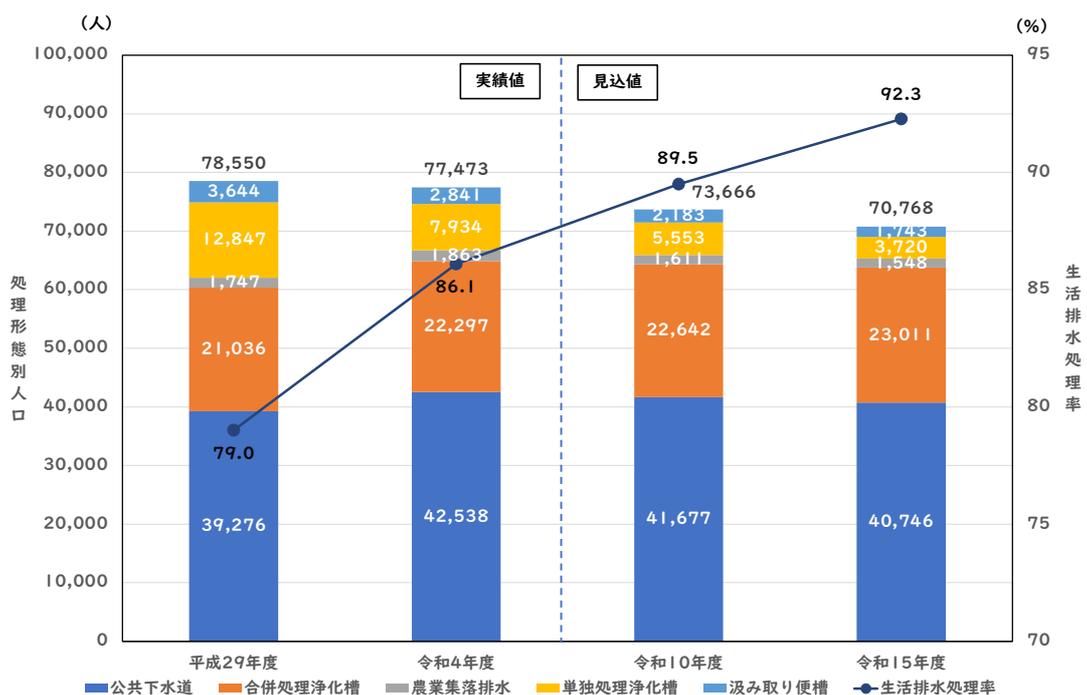
## 現状

公共下水道の整備と水洗化率の向上、合併処理浄化槽への転換等により、生活排水処理率は向上し、令和4年度は86.1%となっています。



生活排水処理形態別人口の推移

## 将来推計



## 課題と施策の方向性

| 区分  | 課題                                                         | 施策の方向性                                    |
|-----|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 家庭系 | ▶生活排水処理率が計画どおり向上していない。                                     | ▶より一層の周知・啓発を行います。                         |
|     | ▶浄化槽の適正な維持管理を継続していく必要がある。                                  | ▶イベントや啓発活動を通してこれら浄化槽の維持管理意識の向上を図ります。      |
| 事業系 | ▶生活雑排水の処理がなされていない場合には、公共下水道への接続あるいは合併処理浄化槽の設置を指導していく必要がある。 | ▶商工会等と連携により、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を指導します。   |
|     | ▶調理くずや廃油の処理などの発生源対策を指導していく必要がある。                           | ▶県と連携した事業所に対する指導方法の検討を継続し、発生源対策を普及・啓発します。 |

## 基本方針

### 【基本方針1】生活排水処理率の向上

公共下水道及び農業集落排水施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を呼び掛け、生活排水処理率の向上に取り組みます。

### 【基本方針2】公共用水域の水質保全の推進

生活排水処理率の向上による公共用水域の水質保全に取り組みます。

### SDGsのゴール

### 計画での対応

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



生活排水に対する意識の高揚を図るよう周知・啓発を行っていきます。

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



公共下水道、農業集落排水の整備や、し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集を行っていきます。

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



発生量の減少が見込まれるし尿、浄化槽汚泥について、安定した収集体制や適正な収集料金を検討していきます。

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



住み続けられるよう、公共用水域の水質保全に向けた取組を進めていきます。

持続可能な開発のための実施手段を強化しグローバル・パートナーシップを活性化



市民・事業者・市の協働により、公共用水域の水質保全に向けた取組を進めていきます。